平成３０年８月７日
社援発０８０７第２号

各 都道府県知事
指定都市長
中核市市長
関係団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について

今般、平成29年10月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを行ったところです。

ついては、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号本職通知）を別添のとおり改正し、見直し後の教育内容による介護福祉士国家試験を平成34年度から実施する予定であることを踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設にあっては修業年限に応じて各年度（修業年限が４年の養成施設の場合は平成31年度、修業年限が３年の養成施設の場合は平成32年度、修業年限が２年の養成施設の場合は平成33年度、修業年限が１年の養成施設の場合は平成34年度）の４月１日から適用（ただし、別添２のＩの７及び８（４）に係る改正は平成30年８月７日から適用）、同項第５号に規定する養成施設にあっては平成34年１月１日以降に修了する実務者研修の開始日から適用することとなりました。主な改正の趣旨及び内容の概要は下記のとおりですので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いいたします。

記

１．改正の趣旨

介護福祉士養成課程については、「2025 年に向けた介護人材の確保」（平成 27 年 2 月 25 日社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書）において、「現在の介護福祉士の養成・教育内容や方法を検証した上で、介護人材の全体像の在り方の方向性に対応すべく、現行のカリキュラム改正を、平成 29 年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入（4 年制大学であれば 1 年間の周知期間を経た後の平成 31 年度より導入を想定）を進め、教育内容の充実を図る。」や「カリキュラムの改正・導入と併せ、国家試験の内容・水準について必要な見直しを行い、改正カリキュラム対応の国家試験を平成 34 年度より開始することを目指して取組を進める。」とされた。

また、「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日同委員会報告書。以下「平成 29 年報告書」という。）において、「介護福祉士に求められる資質について、養成課程で修得することができるよう、現行のカリキュラムの見直しを検討すべきである。なお、見直しにあたっては、既存のカリキュラムにおける教育内容も見直し、内容の統合を行うなど、養成施設等や学生に過渡な負担とならないよう留意すべきである。」とされた。

これらを踏まえ、今後、平成 29 年報告書において示されている求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを行った。

２．改正の内容

平成29年報告書において示された求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成するため、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上、の観点から教育内容の見直しを行った。

主な具体的な内容は、以下の観点から、介護福祉士養成課程における各領域の目的や教育内容のねらいを体系的に整理するとともに、教育に含むべき事項の主旨を明確にすべく留意点を追加した。

①　チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充

介護職のグループの中での中核的な役割やリーダーの下で専門職としての役割を発揮することが求められていることから、リーダーシップやフォロワーシップを含めた、チームマネジメントに関する教育内容の拡充を図った。

具体的には、介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用などの人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップなど、チーム運営の基本を理解する内容を学ぶものとして、「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、チームマネジメントを追加し、時間数を 30 時間から 60

時間に見直した。

② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、各領域の特性に合わせて地域に関連する教育内容の充実を図った。

具体的には、地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容として、「社会の理解」の教育に含むべき事項に、地域共生社会を追加した。

また、対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容として、「介護実習」の教育に含むべき事項を示し、地域における生活支援の実践を追加した。

③ 介護過程の実践力の向上

介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を領域「介護」で統合し、アセスメント能力を高め実践力を向上するための教育内容の充実を図った。

具体的には、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養うことを、領域「介護」の目的に追加した。

また、介護総合演習及び介護実習に、知識と技術の統合化、介護実践の科学的探求、介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活支援の実践といった教育に含むべき事項を追加した。

④ 認知症ケアの実践力の向上

本人の思いや症状などの個別性に応じた支援や、地域とのつながり及び家族への支援を含めた認知症ケアの実践力が求められていることから、認知症の理解に関する教育内容の充実を図った。

具体的には、医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾患及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容として、「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症の心理的側面の理解を追加した。

また、認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの基礎的な知識を理解する内容として、同教育に含むべき事項に、認知症に伴う生活への影響のみならず、認知症ケアの理解を追加した。

⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

施設・在宅にかかわらず、地域の中で本人が望む生活を送るための支援を実践するために、介護と医療の連携を踏まえ、実践の根拠となる人体の構造・機能の基礎的な知識や、ライフサイクル各期の特徴等に関する教育内容の充実を図った。

具体的には、多職種との協働の中で、介護職種としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容として、「介護実習」の教育に含むべき事項に、多職種協働の実践を追加した。

また、「こころとからだのしくみ」の教育に含むべき事項を、こころとからだのしくみⅠ（人体の構造や機能を理解するための基礎的な知識）とⅡ（生活支援の場面に応じた心身への影響）に大別した。

また、人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容として、「発達と老化の理解」の教育に含むべき事項の「人間の成長と発達」に、ライフサイクルの各期の基礎的な理解を追加した。

（別添）「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正

改　正　後	現　　行
平成20年3月20日 社発第0328001号 ［第1次改正］ 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 ［第2次改正］ 平成25年6月26日 社援発0626第8号 ［第3次改正］ 平成26年3月31日 社援発0331第64号 ［第4次改正］ 平成27年2月17日 社援発0217第41号 ［第5次改正］ 平成27年3月31日 社援発0331第48号 ［第6次改正］ 平成28年4月1日 社援発0401第41号 ［第7次改正］ 平成28月12月27日 社援発1227第4号 ［第8次改正］ 平成29年3月30日 社援発0330第23号 ［第9次改正］ 平成30年3月12日 社援発0312第7号	平成20年3月20日 社発第0328001号 ［第1次改正］ 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 ［第2次改正］ 平成25年6月26日 社援発0626第8号 ［第3次改正］ 平成26年3月31日 社援発0331第64号 ［第4次改正］ 平成27年2月17日 社援発0217第41号 ［第5次改正］ 平成27年3月31日 社援発0331第48号 ［第6次改正］ 平成28年4月1日 社援発0401第41号 ［第7次改正］ 平成28月12月27日 社援発1227第4号 ［第8次改正］ 平成29年3月30日 社援発0330第23号 ［第9次改正］ 平成30年3月12日 社援発0312第7号

［第　10　次　改　正］
平成　30　年　8　月　7　日
社援発０８０７第２号

各　都道府県知事
　　指定都市市長
　　中核市市長
　　関係団体の長　殿

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第７条第２号及び第３号又は第 40 条第２項第１号から第３号まで及び第５号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添１のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添２のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年４月１日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第２条第２項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年４月１日）より適用することとしましたので通知します。

都道府県知事は、令第 11 条第４項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。

なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年１月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年２月 12 日付け社庶第 26 号社会局長通知）及び「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（昭和 63 年２月 12 日付け社庶第 27 号社会局長・児童家庭局長通知）は平成 21 年３月 31 日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定に基づく技術的助言である。

別添１　（略）

各　都道府県知事
　　指定都市市長
　　中核市市長
　　関係団体の長　殿

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第７条第２号及び第３号又は第 40 条第２項第１号から第３号まで及び第５号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添１のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添２のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年４月１日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第２条第２項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年４月１日）より適用することとしましたので通知します。

都道府県知事は、令第 11 条第４項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。

なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年１月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年２月 12 日付け社庶第 26 号社会局長通知）及び「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（昭和 63 年２月 12 日付け社庶第 27 号社会局長・児童家庭局長通知）は平成 21 年３月 31 日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定に基づく技術的助言である。

別添１　（略）

別添２　介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 Ⅰ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設 １～６　（略） ７　教員に関する事項 （１）　（略） （２）専任教員の数は、養成施設指定規則別表第２に定める専任教員数以上であること。 なお、定員を定めない学年がある場合には、当該学年の定員は定員を定める他の学年の定員と同数とみなして学生の総定員とし、専任教員数を算出すること。ただし、定員を定めない学年は、定員を定める学年が２学年以上ある場合に、第１学年及び第２学年に限り設けることができること。 （３）～（５）　（略） ８　教育に関する事項 （１）養成施設指定規則別表第４に定める教育内容は、法第 40 条第２項第１号の養成施設にあっては別表１の内容以上、同項第２号の養成施設にあっては別表２の内容以上、同項第３号の養成施設にあっては別表３の内容以上であること。 （２）別表１から３までに定める教育内容ごとに、求められる介護福祉士像、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえ、介護福祉士養成施設としてふさわしい科目となるよう、科目編成を行うこと。この場合、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、一の教育内容に複数の科目を設定する場合には、一の科目に少なくとも一以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、授業を行う際には、当該授業を行う科目に含まれる教育に含むべき事項に係る留意点を含んだ内容とすること。 （３）介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。 （４）合同授業（介護福祉士養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。 ９　実習に関する事項 （１）養成施設指定規則第５条第１項第１４号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実	別添２　介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針 Ⅰ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設 １～６　（略） ７　教員に関する事項 （１）　（略） （２）～（４）　（略） ８　教育に関する事項 （１）養成施設指定規則別表第４に定める教育内容は、法第 40 条第２項第１号の養成施設にあっては別表１の内容以上、同項第２号の養成施設にあっては別表２の内容以上、同項第３号の養成施設にあっては別表３の内容以上であること。 （２）別表１から３までに定める教育内容ごとに、資格取得時の介護福祉士養成の目標、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえ、介護福祉士養成施設としてふさわしい科目となるよう、科目編成を行うこと。この場合、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、一の教育内容に複数の科目を設定する場合には、一の科目に少なくとも一以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項が全て含まれていること。 （３）介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。 （４）合同授業（介護福祉士養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。 ただし、領域「介護」に係る授業については、介護福祉士としての専門的な技術、知識等を修得するためのものであることから、合併授業については認められないこと。 ９　実習に関する事項 （１）養成施設指定規則第５条第１項第１４号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実

習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することに重点を置いた内容とすること。 （２）介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。 （３）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。 （４）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。介護実習Ⅱを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、教育に含むべき事項を全て体験・学習できるよう配慮すること。 （５）～（12）　（略） ９の２～11　（略） 12　経過措置に関する事項 （１）「「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について」（平成 30 年８月７日付け社援発 0807 第２号本職通知。以下「平成 30 年改正通知」という。）の修業年限に応じた適用日の前日において現に存する法第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、当該適用日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、当該適用日の６か月前までに行うこと。 （２）平成 31 年度において、定員の変更等を行う既存養成施設及び新規に開設する法第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設（修業年限が４年以上のものに限る。）については、３の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。 13 その他 （略） Ⅱ　法第 40 条第２項第５号に規定する養成施設 １～11　（略） 12　平成 33 年 12 月 31 日以前に修了する実務者研修を行う法第 40 条第２項第５号に規定する養成施設において、平成 34 年１月１日以降に修了する実務者研修に係る入所者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、平成 30 年改正通知の適用日である当該実務者研修の開始日の３か月前までに行うこと。 別表１（法第 40 条第２項第１号の介護福祉士養成施設関係）	習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。 （２）介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。 （３）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。 （４）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。 （５）～（12）　（略） ９の２～11　（略） 12 経過措置に関する事項 （略） Ⅱ　法第 40 条第２項第５号に規定する養成施設 １～11　（略） 別表１（法第 40 条第２項第１号の介護福祉士養成施設関係）
求められる介護福祉士像	資格取得時の介護福祉士養成の目標
１　尊厳と自立を支えるケアを実践する	１　他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身に

２　専門職として自律的に介護過程の展開ができる
３　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
４　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
５　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
６　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
７　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
８　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
９　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10　介護職の中で中核的な役割を担う
＋
高い倫理性の保持

領域	領域の目的
人間と社会	１　福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 ２　人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 ３　対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 ４　介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 ５　介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
人間の尊厳と自立（30 時間以上）	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	①　人間の尊厳と人権・福祉理念 ②　自立の概念	①　人権思想・福祉理念の歴史的変遷を理解し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う内容とする。 ②　人間にとっての自立の意味と、本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を理解する内容

つける。
２　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
３　介護実践の根拠を理解する。
４　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
５　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
６　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
７　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
８　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
９　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10　的確な記録・記述の方法を身につける。
11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的
人間と社会	１　介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 ２　利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 ３　アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 ４　介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者総合支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
人間の尊厳と自立（30 時間以上）	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	①　人間の尊厳と自立 ②　介護における尊厳の保持・自立支援

				とする。
	人間関係とコミュニケーション（60時間以上）	（１）対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 （２）介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	①　人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ②　チームマネジメント	①　人間関係を形成するために必要な心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解する内容とする。 ②　介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用等の人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解する内容とする。
	社会の理解（60時間以上）	（１）個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 （２）対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。 （３）日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 （４）高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	①　社会と生活のしくみ ②　地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③　社会保障制度 ④　高齢者福祉と介護保険制度 ⑤　障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥　介護実践に関連する諸制度	①　個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ②　地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③　社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。 ④　高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑤　障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑥　人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連す

	人間関係とコミュニケーション（30時間以上）	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	①　人間関係の形成 ②　コミュニケーションの基礎	
	社会の理解（60時間以上）	①　個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ②　わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③　介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④　介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。	①　生活と福祉 ②　社会保障制度 ③　介護保険制度 ④　障害者自立支援制度 ⑤　介護実践に関連する諸制度	

				る制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。
	人間と社会に関する選択科目	以下の内容のうちから介護福祉士養成施設ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物、生命科学） ② 社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：統計、数学（基礎）、経理） ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭、生活技術、生活文化） ④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済） ⑤ 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習（科目例：国際理解、多文化共生） ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉）			
介護	領域の目的 1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	介護の基本	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とし	① 介護福祉の基本とな	① 複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護

	人間と社会に関する選択科目	以下の内容のうちから介護福祉士養成施設ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物、生命科学） ② 数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：統計、数学（基礎）、経理 ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭、生活技術、生活文化） ④ 組織体のあり方、対人関係のあり方、（リーダーとなった場合の）人材育成のあり方についての学習（科目例：経営、教育） ⑤ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済） ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉）	
介護	領域の目的 1 介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 2 自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 3 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 4 多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 5 リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	介護の基本	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の	① 介護福祉士を取り巻	

	（180 時間）	た生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	る理念 ② 介護福祉士の役割と機能 ③ 介護福祉士の倫理 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦ 協働する多職種の役割と機能 ⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨ 介護従事者の安全	福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ② 地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④ ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤ 介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確			（180 時間）	考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	く状況 ② 介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③ 尊厳を支える介護 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護サービス ⑦ 介護実践における連携 ⑧ 介護従事者の倫理 ⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩ 介護従事者の安全	

				保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。					
	コミュニケーション技術（60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	①　介護を必要とする人との コミュニケーション ②　介護における家族とのコミュニケーション ③　障害の特性に応じたコミュニケーション ④　介護におけるチームのコミュニケーション	①　本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ②　家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③　障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④　情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。		コミュニケーション技術（60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	①　介護におけるコミュニケーションの基本 ②　介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③　介護におけるチームのコミュニケーション	
	生活支援技術（300時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	①　生活支援の理解 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた移動の介護 ④　自立に向けた身じたくの介護 ⑤　自立に向けた食事の	①　ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ②　住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦　対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた		生活支援技術（300時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	①　生活支援 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた身じたくの介護 ④　自立に向けた移動の介護 ⑤　自立に向けた食事の介護	

			介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　休息・睡眠の介護 ⑩　人生の最終段階における介護 ⑪　福祉用具の意義と活用	生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧　生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨　健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩　人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪　介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。					⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　自立に向けた睡眠の介護 ⑩　終末期の介護	
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	①　介護過程の意義と基礎的理解 ②　介護過程とチームアプローチ ③　介護過程の展開の理解	①　介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ②　介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③　個別の事例を通じて、対		介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	①　介護過程の意義 ②　介護過程の展開 ③　介護過程の実践的展開 ④　介護過程とチームアプローチ	

				象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。
	介護総合演習（120時間）	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	①　知識と技術の統合 ②　介護実践の科学的探求	① ・　実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・　実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ②　質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。
	介護実習（450時間）	（１）地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （２）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	①　介護過程の実践的展開 ②　多職種協働の実践 ③　地域における生活支援の実践	①　介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こ　こ	領域の目的			
	１　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について			

	介護総合演習（120時間）	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	
	介護実習（450時間）	①　個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
こ　こ	領域の目的		
	１　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこ		

こころとからだのしくみ	理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 ２　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 ３　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点	
こころとからだのしくみ（120 時間）	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころのしくみの理解 イ　からだのしくみの理解 ②　こころとからだのしくみⅠⅠ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだのしくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。	

こころとからだのしくみ	ころのしくみについての知識を養う。 ２　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。			
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項		

			関連したこころとからだのしくみ カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに関連したこころとからだのしくみ						
	発達と老化の理解（60時間）	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老化に伴うこころとからだの変化と生活	①　人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ②　老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。		発達と老化の理解（60時間）	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老年期の発達と成熟 ③　老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　高齢者と健康	
	認知症の理解（60時間）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　認知症を取り巻く状況 ②　認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　認知症に伴う生活への影響と認知症ケア	①　認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。		認知症の理解（60時間）	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　認知症を取り巻く状況 ②　医学的側面から見た認知症の基礎 ③　認知症に伴うこころとからだの変化と日常	

			④　連携と協働 ⑤　家族への支援	③　認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④　認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。				生活 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	
	障害の理解 （60時間）	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につなが		障害の理解 （60時間）	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的側面の基礎的知識 ③　連携と協働 ④　家族への支援	

				る内容とする。
医療的ケア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要	① 医療的ケア実施の基	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療

こころとからだのしくみ（120 時間）	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	① こころのしくみの理解 ② からだのしくみの理解 ③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④ 移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ	
医療的ケア	領域の目的		
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要	①医療的ケア実施の基礎

	（50 時間以上）	な知識・技術を習得する学習とする。	礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注）領域「医療的ケア」に関する留意事項

- （略）
- （略）
- 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- （略）

別表２（法第 40 条第２項第２号の介護福祉士養成施設関係）

求められる介護福祉士像
１　尊厳と自立を支えるケアを実践する
２　専門職として自律的に介護過程の展開ができる
３　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
４　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
５　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
６　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
７　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する

	（50 時間以上）	な知識･技術を修得する。	② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習

（注）領域「医療的ケア」に関する留意事項

- （略）
- （略）
- 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- （略）

別表２（法第 40 条第２項第２号の介護福祉士養成施設関係）

資格取得時の介護福祉士養成の目標
１　他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。
２　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
３　介護実践の根拠を理解する。
４　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
５　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。

8　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10　介護職の中で中核的な役割を担う
＋
高い倫理性の保持

領域	領域の目的			
介護	1　介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 2　介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 3　本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 4　対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 5　介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 6　各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	介護の基本 （180 時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	①　介護福祉の基本となる理念 ②　介護福祉士の役割と機能 ③　介護福祉士の倫理 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦　協働する	①　複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ②　地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③　介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための

6　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
7　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
8　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
9　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10　的確な記録・記述の方法を身につける。
11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的		
介護	1　介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 2　自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 3　利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 4　多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 5　リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	介護の基本 （180 時間）	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	①　介護福祉士を取り巻く状況 ②　介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③　尊厳を支える介護 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護サービス ⑦　介護実践における連

			多職種の役割と機能 ⑧　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨　介護従事者の安全	内容とする。 ④　ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤　介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥　介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦　多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧　介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。				携 ⑧　介護従事者の倫理 ⑨　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩　介護従事者の安全	
	コミュニケーション技術 （60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	①　介護を必要とする人とのコミュニケーション ②　介護における家族とのコミュニ	①　本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ②　家族の置かれている状況・場面を理解し、家族へ		コミュニケーション技術 （60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための	①　介護におけるコミュニケーションの基本 ②　介護場面における利用者・家族とのコミュ	

			ケーション ③　障害の特性に応じたコミュニケーション ④　介護におけるチームのコミュニケーション	の支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③　障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④　情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。			学習とする。	ニケーション ③　介護におけるチームのコミュニケーション	
	生活支援技術（300 時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	①　生活支援の理解 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた移動の介護 ④　自立に向けた身じたくの介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　休息・睡眠の介護 ⑩　人生の最終段階における介護	①　ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ②　住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦　対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧　生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨　健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容		生活支援技術（300 時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	①　生活支援 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた身じたくの介護 ④　自立に向けた移動の介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　自立に向けた睡眠の介護 ⑩　終末期の介護	

			⑪　福祉用具の意義と活用	とする。 ⑩　人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪　介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。					
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	①　介護過程の意義と基礎的理解 ②　介護過程とチームアプローチ ③　介護過程の展開の理解	①　介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ②　介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③　個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。		介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	①　介護過程の意義 ②　介護過程の展開 ③　介護過程の実践的展開 ④　介護過程とチームアプローチ	
	介護総合演習（60時間）	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	①　知識と技術の統合 ②　介護実践の科学的探求	① ・実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・　実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職とし		介護総合演習（60時間）	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		

				ての態度を養う内容とする。 ②　質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。
	介護実習（270時間）	（１）社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （２）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	①　介護過程の実践的展開 ②　多職種協働の実践 ③　地域における生活支援の実践	①　介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころとからだのしくみ	領域の目的 １　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 ２　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 ３　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだのしくみ（60時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とす	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころのしくみの理解 イ　からだ	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な

	介護実習（270時間）	①　社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
こころとからだのしくみ	領域の目的 １　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 ２　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項

		る。	のしくみの理解 ②　こころとからだのしくみＩＩ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだのしくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に関連したこころとからだのしくみ カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに関連したこころとからだの	知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。						

			しくみ						
	発達と老化の理解（60時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うこころとからだの変化と生活	① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。		発達と老化の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老年期の発達と成熟 ③ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 高齢者と健康	
	認知症の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力		認知症の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	

				に応じた支援につながる内容とする。						
	障害の理解 （30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。		障害の理解 （30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的側面の基礎的知識 ③　連携と協働 ④　家族への支援	
						こころとからだのしくみ （60時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	①　こころのしくみの理解 ②　からだのしくみの理解 ③　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④　移動に関連したこころとからだのしくみ	

医療的ケア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実

			⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ	
医療的ケア	領域の目的			
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識･技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	

				施手順方法を理解する内容とする。 ④　安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注）　（略）

別表３（法第 40 条第 2 項第 3 号の介護福祉士養成施設関係）

求められる介護福祉士像
1　尊厳と自立を支えるケアを実践する 2　専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10　介護職の中で中核的な役割を担う ＋ 高い倫理性の保持

領域	領域の目的
人間と社会	1　福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2　人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3　対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4　介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5　介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。

（注）　（略）

別表３（法第 40 条第 2 項第 3 号の介護福祉士養成施設関係）

資格取得時の介護福祉士養成の目標
1　他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。 2　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。 3　介護実践の根拠を理解する。 4　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。 5　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。 6　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。 7　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。 8　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。 9　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。 10　的確な記録・記述の方法を身につける。 11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的
人間と社会	1　介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 2　利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 3　アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 4　介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者総合支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。

	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	社会の理解 （15時間）	（１）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 （２）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。 （３）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 （４）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	①　社会と生活のしくみ ②　地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③　社会保障制度 ④　高齢者福祉と介護保険制度 ⑤　障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥　介護実践に関連する諸制度	①　個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ②　地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③　社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。 ④　高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑤　障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑥　人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。
介護	領域の目的			
	１　介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 ２　介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 ３　本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 ４　対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 ５　介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。			

	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	社会の理解 （15時間）	①　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ②　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④　介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。	①　生活と福祉 ②　社会保障制度 ③　介護保険制度 ④　障害者自立支援制度 ⑤　介護実践に関連する諸制度
介護	領域の目的		
	１　介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 ２　自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 ３　利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 ４　多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組		

６　各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
介護の基本 （180 時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	①　介護福祉の基本となる理念 ②　介護福祉士の役割と機能 ③　介護福祉士の倫理 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦　協働する多職種の役割と機能 ⑧　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨　介護従事者の安全	①　複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ②　地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③　介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④　ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤　介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥　介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。

みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。

５　リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
介護の基本 （180 時間）	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	①　介護福祉士を取り巻く状況 ②　介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③　尊厳を支える介護 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護サービス ⑦　介護実践における連携 ⑧　介護従事者の倫理 ⑨　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩　介護従事者の安全

				⑦　多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧　介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。						
	コミュニケーション技術（60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	①　介護を必要とする人との コミュニケーション ②　介護における家族とのコミュニケーション ③　障害の特性に応じたコミュニケーション ④　介護におけるチームのコミュニケーション	①　本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ②　家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③　障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④　情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。		コミュニケーション技術（60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	①　介護におけるコミュニケーションの基本 ②　介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③　介護におけるチームのコミュニケーション	
	生活支援技術（300時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行う	①　生活支援の理解 ②　自立に向けた居住環境の整備	①　ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。		生活支援技術（300時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守る	①　生活支援 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向	

		ための知識・技術を習得する学習とする。	③　自立に向けた移動の介護 ④　自立に向けた身じたくの介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　休息・睡眠の介護 ⑩　人生の最終段階における介護 ⑪　福祉用具の意義と活用	②　住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦　対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧　生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨　健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩　人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪　介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。				ことも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	けた身じたくの介護 ④　自立に向けた移動の介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　自立に向けた睡眠の介護 ⑩　終末期の介護	
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	①　介護過程の意義と基礎的理解 ②　介護過程とチームアプローチ	①　介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。		介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	①　介護過程の意義 ②　介護過程の展開 ③　介護過程の実践的展	

				③　介護過程の展開の理解	②　介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③　個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。				開 ④　介護過程とチームアプローチ	
		介護総合演習（60時間）	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	①　知識と技術の統合 ②　介護実践の科学的探求	① ・　実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・　実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ②　質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。			介護総合演習（60時間）	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		
		介護実習（210時間）	（1）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （2）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を	①　介護過程の実践的展開 ②　多職種協働の実践 ③　地域における生活支援の実践	①　介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。			介護実習（210時間）	①　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた		

		養う学習とする。		③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころとからだのしくみ	領域の目的 1　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 2　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 3　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだのしくみ（60時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころのしくみの理解 イ　からだのしくみの理解 ②　こころとからだのしくみⅠⅠ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだの	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。

		計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。		
こころとからだのしくみ	領域の目的 1　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 2　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	

			しくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に関連したこころとからだのしくみ カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに関連したこころとからだのしくみ						
	発達と老化の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老化に伴うこころとからだの変化と生活	①　人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ②　老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。		発達と老化の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老年期の発達と成熟 ③　老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　高齢者と健康	
	認知症の理解 （60時間）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得	①　認知症を取り巻く状況	①　認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について		認知症の理解 （60時間）	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体	①　認知症を取り巻く状況	

		するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	②　認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③　認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④　認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。				験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	②　医学的側面から見た認知症の基礎 ③　認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	
	障害の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポ			障害の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的側面の基礎的知識 ③　連携と協働 ④　家族への支援	

				ート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。					
					こころとからだのしくみ （60時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	①　こころのしくみの理解 ②　からだのしくみの理解 ③　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④　移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤　食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥　入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦　排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧　睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨　死にゆく人のこころとからだの	

医療的ケア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注） （略）

別表４ （略）

別表５（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（５時間）	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（５時間）	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割

			しくみ
医療的ケア	領域の目的		
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識･技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習

（注） （略）

別表４ （略）

別表５（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士養成施設関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（５時間）	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（５時間）	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割

		等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30 時間）	①社会と生活のしくみ ②地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③社会保障制度 ④障害者総合支援法 ⑤介護実践に関連する諸制度	○　家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○　地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○　社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○　障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○　成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ （10 時間）	①介護福祉士の役割と機能 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○　介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。 ○　個別ケア、ＩＣＦ（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○　介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ （20 時間）	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護従事者の安全	○　介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○　チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○　リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○　介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得

		等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30 時間）	①生活と福祉 ②社会保障制度 ③障害者自立支援制度 ④介護実践に関連する諸制度	○　家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○　社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○　障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○　成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ （10 時間）	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○　介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○　個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○　介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ （20 時間）	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護福祉士の安全	○　介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○　チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。 ○　リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。 ○　介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得

		している。
コミュニケーション技術 （20 時間）	①介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ②介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション	○　本人・家族との支援関係を構築し、意志決定を支援することができる。 ○　利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○　チームマネジメント（組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォロワーシップ等）に関する知識を理解し、活用できる。 ○　状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ （20 時間）	①生活支援とＩＣＦ ②ボディメカニクスの活用 ③生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○　生活支援におけるＩＣＦの意義と枠組みを理解している。 ○　ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○　自立に向けた生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を習得している。 ○　居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の生活環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ （30 時間）	①利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用	○　以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用
介護過程Ⅰ （20 時間）	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○　介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○　介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。

		している。
コミュニケーション技術 （20 時間）	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③介護におけるチームのコミュニケーション	○　利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○　援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○　利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○　状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ （20 時間）	①生活支援とＩＣＦ ②ボディメカニクスの活用 ③介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○　生活支援における ICF の意義と枠組みを理解している。 ○　ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○　介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。 ○　居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ （30 時間）	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○　以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護
介護過程Ⅰ （20 時間）	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○　介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○　介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。

		○　チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ （25 時間）	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○　情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ （スクーリング）（45 時間）	①介護過程の展開の実際 ・　多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・　介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○　実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○　介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
こころとからだのしくみⅠ （20 時間）	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	○　介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。
こころとからだのしくみⅡ （60 時間）	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠	○　人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○　生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○　身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。

		○　チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ （25 時間）	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○　情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ （スクーリング）（45 時間）	①介護過程の展開の実際 ・　多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・　介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○　実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○　介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。

	・人生の最終段階のケア	
発達と老化の理解Ⅰ （10 時間）	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○　老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○　老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ （20 時間）	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○　ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○　老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。 ○　高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解Ⅰ （10 時間）	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本	○　認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○　認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人への支援の実際	○　代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○　認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ （10 時間）	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本	○　障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○　障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　障害のある人やその家族に対す

発達と老化の理解Ⅰ （10 時間）	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○　老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○　老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ （20 時間）	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○　発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○　老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。 ○　高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解Ⅰ （10 時間）	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人とのかかわり・支援の基本	○　認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○　認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人や家族への支援の実際	○　代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○　認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ （10 時間）	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	○　障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○　障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　障害児者やその家族に対する関

		る関わり方・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害の特性に応じた支援の実際	○　様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○　障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
医療的ケア （50 時間以上）	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	○　医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。

（注１）・（注２）　（略）

（様式１）

介護福祉士養成施設設置計画書

１　名称		
２　位置		
３　設	氏名	

		わり・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害児者への支援の実際	○　様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○　障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
こころとからだのしくみⅠ （20 時間）	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	○　介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。
こころとからだのしくみⅡ （60 時間）	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○　人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○　生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○　身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。
医療的ケア （50 時間以上）	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	○　医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。

（注１）・（注２）　（略）

（様式１）

介護福祉士養成施設設置計画書

１　名称		
２　位置		
３　設	氏名	

置者（法人の場合は名称・所在地）	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号養成施設（養成施設指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号養成施設（養成施設指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号養成施設（養成施設指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６養成施設の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏　　名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員							

置者（法人の場合は名称・所在地）	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号養成施設（養成施設指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号養成施設（養成施設指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号養成施設（養成施設指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６養成施設の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏　　名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員							

10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
		人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（６０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		

10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
		人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（３０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		

		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各	面　積	共用先（共用す	教室等の名称（各	面　積	共用先（共用す

		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各	面　積	共用先（共用す	教室等の名称（各	面　積	共用先（共用す

		室毎に記入すること）		る場合についてのみ記入）	室毎に記入すること）		る場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

15　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

16　資金計画	区分	千円
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

		室毎に記入すること）		る場合についてのみ記入）	室毎に記入すること）		る場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

15　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

16　資金計画	区分	千円
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注５）　（略）

（中略）

（様式２）

（中略）

介護福祉士養成施設指定申請書

１　名称							
２　位置							
３　設置者（法人の場合は名称・所在地）	氏名						
	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号養成施設（養成施設指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号養成施設（養成施設指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号養成施設（養成施設指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６養成施設の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員	氏　　名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当	教員調書頁番

（注１）～（注５）　（略）

（中略）

（様式２）

（中略）

介護福祉士養成施設指定申請書

１　名称							
２　位置							
３　設置者（法人の場合は名称・所在地）	氏名						
	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号養成施設（養成施設指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号養成施設（養成施設指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号養成施設（養成施設指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６養成施設の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員	氏　　名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当	教員調書頁番

（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）					番号	号
９　医療的ケアを担当する教員						
10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（６０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８		

（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）					番号	号
９　医療的ケアを担当する教員						
10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（３０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８		

		０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		
		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	

		０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		
		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	

		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位　置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

		こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位　置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

（注１）～（注４）　（略）

（中略）

（様式３）～（様式５）　（略）

（様式６）

介護福祉士実務者養成施設設置計画書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号養成施設（養成施設指定規則第７条の２）（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　養成施設の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当す						

								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

（注１）～（注４）　（略）

（中略）

（様式３）～（様式５）　（略）

（様式６）

介護福祉士実務者養成施設設置計画書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号養成施設（養成施設指定規則第７条の２）（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　養成施設の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当す						

る教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					
	介護過程Ⅱ（２５）					
	介護過程Ⅲ（４５）					
	こころとからだのしくみⅠ（２０）					
	こころとからだのしくみⅡ（６０）					
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）					

る教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					
	介護過程Ⅱ（２５）					
	介護過程Ⅲ（４５）					
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）					
	発達と老化の理解Ⅱ（２０）					
	認知症の理解Ⅰ（１０）					

	発達と老化の理解Ⅱ（２０）		
	認知症の理解Ⅰ（１０）		
	認知症の理解Ⅱ（２０）		
	障害の理解Ⅰ（１０）		
	障害の理解Ⅱ（２０）		
	医療的ケア（５０）		
合計（４５０）			

14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

15　教育用機械器具及び模型				
実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
成人用ベッド	床	和式布団一式	式
移動用リフト	台	吸引装置一式	式
ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
車いす	台	処置台又はワゴン	台
簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
盲人安全つえ	本		

16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員

17　整備	区分	整備方法	金額

	認知症の理解Ⅱ（２０）		
	障害の理解Ⅰ（１０）		
	障害の理解Ⅱ（２０）		
	こころとからだのしくみⅠ（２０）		
	こころとからだのしくみⅡ（６０）		
	医療的ケア（５０）		
合計（４５０）			

14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

15　教育用機械器具及び模型				
実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
成人用ベッド	床	和式布団一式	式
移動用リフト	台	吸引装置一式	式
ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
車いす	台	処置台又はワゴン	台
簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
盲人安全つえ	本		

16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員

17　整備	区分	整備方法	金額

に要する経費	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

18　資金計画	区分	金額
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注６）　（略）

（中略）

（様式７）

（中略）

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号養成施設（養成施設指定規則第７条の２）（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　養成施設の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員	氏　　名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号

に要する経費	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

18　資金計画	区分	金額
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注６）　（略）

（中略）

（様式７）

（中略）

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号養成施設（養成施設指定規則第７条の２）（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　養成施設の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員	氏　　名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号

のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）						
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					

のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）						
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					

	介護過程Ⅱ（２５）		
	介護過程Ⅲ（４５）		
	こころとからだのしくみⅠ（２０）		
	こころとからだのしくみⅡ（６０）		
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）		
	発達と老化の理解Ⅱ（２０）		
	認知症の理解Ⅰ（１０）		
	認知症の理解Ⅱ（２０）		
	障害の理解Ⅰ（１０）		
	障害の理解Ⅱ（２０）		
	医療的ケア（５０）		
合計（４５０）			

14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

15　教育用機械器具及び模型				
実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
成人用ベッド	床	和式布団一式	式
移動用リフト	台	吸引装置一式	式
ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
車いす	台	処置台又はワゴン	台
簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体

	介護過程Ⅱ（２５）		
	介護過程Ⅲ（４５）		
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）		
	発達と老化の理解Ⅱ（２０）		
	認知症の理解Ⅰ（１０）		
	認知症の理解Ⅱ（２０）		
	障害の理解Ⅰ（１０）		
	障害の理解Ⅱ（２０）		
	こころとからだのしくみⅠ（２０）		
	こころとからだのしくみⅡ（６０）		
	医療的ケア（５０）		
合計（４５０）			

14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

15　教育用機械器具及び模型				
実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
成人用ベッド	床	和式布団一式	式
移動用リフト	台	吸引装置一式	式
ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
車いす	台	処置台又はワゴン	台
簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体

	ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	個 個 本 本	経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型			体 式 体
16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置 年月日	位　置	入所定員	担当教員

（注１）～（注６）　（略）

（以下略）

	ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	個 個 本 本	経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型			体 式 体
16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置 年月日	位　置	入所定員	担当教員

（注１）～（注６）　（略）

（以下略）

平成３０年８月７日
３０文科高第３２７号
社援発０８０７第３号

各 (都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
社会福祉士学校又は介護福祉士学校
を置く国公私立大学長
関係団体の長
地方厚生（支）局長) 殿

文部科学省高等教育局長
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について

今般、平成29年10月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを行ったところです。

ついては、「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け19文科高第918号・社援発第0328002号本職通知）を別添のとおり改正し、見直し後の教育内容による介護福祉士国家試験を平成34年度から実施する予定であることを踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第１号から第３号までに規定する学校にあっては修業年限に応じて各年度（修業年限が４年の学校の場合は平成31年度、修業年限が３年の学校の場合は平成32年度、修業年限が２年の学校の場合は平成33年度、修業年限が１年の学校の場合は平成34年度）の４月１日から適用（ただし、別添２のＩの７及び８（４）に係る改正は平成30年８月７日から適用）、同項第５号に規定する学校にあっては平成34年１月１日以降に修了する実務者研修の開始日から適用することとなりました。主な改正の趣旨及び内容の概要は下記のとおりですので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いいたします。

記

１．改正の趣旨

介護福祉士養成課程については、「2025 年に向けた介護人材の確保」（平成 27 年 2 月 25 日社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書）において、「現在の介護福祉士の養成・教育内容や方法を検証した上で、介護人材の全体像の在り方の方向性に対応すべく、現行のカリキュラム改正を、平成 29 年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入（4 年制大学であれば 1 年間の周知期間を経た後の平成 31 年度より導入を想定）を進め、教育内容の充実を図る。」や「カリキュラムの改正・導入と併せ、国家試験の内容・水準について必要な見直しを行い、改正カリキュラム対応の国家試験を平成 34 年度より開始することを目指して取組を進める。」とされた。

また、「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日同委員会報告書。以下「平成 29 年報告書」という。）において、「介護福祉士に求められる資質について、養成課程で修得することができるよう、現行のカリキュラムの見直しを検討すべきである。なお、見直しにあたっては、既存のカリキュラムにおける教育内容も見直し、内容の統合を行うなど、養成施設等や学生に過渡な負担とならないよう留意すべきである。」とされた。

これらを踏まえ、今後、平成 29 年報告書において示されている求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを行った。

２．改正の内容

平成29年報告書において示された求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成するため、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上、の観点から教育内容の見直しを行った。

主な具体的な内容は、以下の観点から、介護福祉士養成課程における各領域の目的や教育内容のねらいを体系的に整理するとともに、教育に含むべき事項の主旨を明確にすべく留意点を追加した。

①　チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充

介護職のグループの中での中核的な役割やリーダーの下で専門職としての役割を発揮することが求められていることから、リーダーシップやフォロワーシップを含めた、チームマネジメントに関する教育内容の拡充を図った。

具体的には、介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用などの人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップなど、

チーム運営の基本を理解する内容を学ぶものとして、「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、チームマネジメントを追加し、時間数を 30 時間から 60 時間に見直した。

② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、各領域の特性に合わせて地域に関連する教育内容の充実を図った。

具体的には、地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容として、「社会の理解」の教育に含むべき事項に、地域共生社会を追加した。

また、対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容として、「介護実習」の教育に含むべき事項を示し、地域における生活支援の実践を追加した。

③ 介護過程の実践力の向上

介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を領域「介護」で統合し、アセスメント能力を高め実践力を向上するための教育内容の充実を図った。

具体的には、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養うことを、領域「介護」の目的に追加した。

また、介護総合演習及び介護実習に、知識と技術の統合化、介護実践の科学的探求、介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活支援の実践といった教育に含むべき事項を追加した。

④ 認知症ケアの実践力の向上

本人の思いや症状などの個別性に応じた支援や、地域とのつながり及び家族への支援を含めた認知症ケアの実践力が求められていることから、認知症の理解に関する教育内容の充実を図った。

具体的には、医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾患及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容として、「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症の心理的側面の理解を追加した。

また、認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの基礎的な知識を理解する内容として、同教育に含むべき事項に、認知症に伴う生活への影響のみならず、認知症ケアの理解を追加した。

⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

施設・在宅にかかわらず、地域の中で本人が望む生活を送るための支援を実践する

ために、介護と医療の連携を踏まえ、実践の根拠となる人体の構造・機能の基礎的な知識や、ライフサイクル各期の特徴等に関する教育内容の充実を図った。

具体的には、多職種との協働の中で、介護職種としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容として、「介護実習」の教育に含むべき事項に、多職種協働の実践を追加した。

また、「こころとからだのしくみ」の教育に含むべき事項を、こころとからだのしくみⅠ（人体の構造や機能を理解するための基礎的な知識）とⅡ（生活支援の場面に応じた心身への影響）に大別した。

また、人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容として、「発達と老化の理解」の教育に含むべき事項の「人間の成長と発達」に、ライフサイクルの各期の基礎的な理解を追加した。

（別添）「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正

改　正　後	現　　行
平成20年3月28日 19文科高第918号 社発第0328002号 ［第1次改正］ 平成23年10月28日 23文科高第721号 社援発第1028号第2号 ［第2次改正］ 平成25年6月26日 25文科高第260号 社援発0626第9号 ［第3次改正］ 平成26年3月31日 25文科高第1107号 社援発0331第65号 ［第4次改正］ 平成27年2月17日 26文科高第885号 社援発0217第42号 ［第5次改正］ 平成28年4月1日 28文科高第225号 社援発0401第42号 ［第6次改正］ 平成28月12月27日 28文科高第833号 社援発1227第3号 ［第7次改正］ 平成29年3月30日 28文科高第1189号 社援発0330第24号	平成20年3月28日 19文科高第918号 社発第0328002号 ［第1次改正］ 平成23年10月28日 社援発第1028号第2号 23文科高第721号 ［第2次改正］ 平成25年6月26日 25文科高第260号 社援発0626第9号 ［第3次改正］ 平成26年3月31日 社援発0331第65号 25文科高第1107号 ［第4次改正］ 平成27年2月17日 社援発0217第42号 26文科高第885号 ［第5次改正］ 平成28年4月1日 社援発0401第42号 28文科高第225号 ［第6次改正］ 平成28月12月27日 社援発1227第3号 28文科高第833号 ［第7次改正］ 平成29年3月30日 社援発0330第24号 28文科高第1189号

［第８次改正］
平成30年３月12日
29文科高第991号
社援発0312第６号

［第９次改正］
平成30年８月７日
30文科高第327号
社援発0807第３号

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長　殿
各関係団体の長

文部科学省高等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第２号及び第３号又は第40条第２項第１号から第３号まで及び第５号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第２号）（以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添１のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添２のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年４月１日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第２条第２項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成20年４月１日）より適用することとしましたので通知します。

別添１　（略）

別添２　介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針
Ⅰ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第２項第１号から第３号までに規定する学校

１～６　（略）

［第８次改正］
平成30年３月12日
29文科高第991号
社援発0312第６号

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長　殿
各関係団体の長

文部科学省高等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第２号及び第３号又は第40条第２項第１号から第３号まで及び第５号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第２号）（以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添１のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添２のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年４月１日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第２条第２項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成20年４月１日）より適用することとしましたので通知します。

別添１　（略）

別添２　介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針
Ⅰ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第２項第１号から第３号までに規定する学校

１～６　（略）

7　教員に関する事項 （１）　（略） （２）専任教員の数は、学校指定規則別表第２に定める専任教員数以上であること。 なお、定員を定めない学年がある場合には、当該学年の定員は定員を定める他の学年の定員と同数とみなして学生の総定員とし、専任教員数を算出すること。ただし、定員を定めない学年は、定員を定める学年が２学年以上ある場合に、第１学年及び第２学年に限り設けることができること。 （３）～（５）　（略）	7　教員に関する事項 （１）　（略） （２）～（４）　（略）
8　教育に関する事項 （１）　（略） （２）別表１から３までに定める教育内容ごとに、求められる介護福祉士像、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえ、介護福祉士学校としてふさわしい科目となるよう、科目編成を行うこと。この場合、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、一の教育内容に複数の科目を設定する場合には、一の科目に少なくとも一以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、授業を行う際には、当該授業を行う科目に含まれる教育に含むべき事項に係る留意点を含んだ内容とすること。 （３）　（略） （４）合同授業（介護福祉士学校で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士学校の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（介護福祉士学校と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。	8　教育に関する事項 （１）　（略） （２）別表１から３までに定める教育内容ごとに、資格取得時の介護福祉士養成の目標、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえ、介護福祉士学校としてふさわしい科目となるよう、科目編成を行うこと。この場合、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれていること。 また、一の教育内容に複数の科目を設定する場合には、一の科目に少なくとも一以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項が全て含まれていること。 （３）　（略） （４）合同授業（介護福祉士学校で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士学校の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（介護福祉士学校と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。 ただし、領域「介護」に係る授業については、介護福祉士としての専門的な技術、知識等を修得するためのものであることから、合併授業については認められないこと。
9　実習に関する事項 （１）学校指定規則第５条第１項第１４号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することに重点を置いた内容とすること。 （２）・（３）　（略） （４）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習が	9　実習に関する事項 （１）学校指定規則第５条第１項第１４号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。 （２）・（３）　（略） （４）介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習が

できるよう配慮すること。介護実習Ⅱを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、教育に含むべき事項を全て体験・学習できるよう配慮すること。 （５）～（12）　（略） ９の２～11　（略） 12　経過措置に関する事項 （１）「「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について」（平成 30 年８月７日付け 30 文科高第 327 号・社援発 0807 第３号本職通知。以下「平成 30 年改正通知」という。）の修業年限に応じた適用日の前日において現に存する法第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校（以下「既存学校」という。）において、当該適用日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、当該適用日の６か月前までに行うこと。 （２）平成 31 年度において、定員の変更等を行う既存学校及び新規に開設する法第 40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校（修業年限が４年以上のものに限る。）については、３の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。 13 その他 （略） Ⅱ　法第 40 条第２項第５号に規定する学校 １～11　（略） 12　経過措置に関する事項 平成 33 年 12 月 31 日以前に修了する実務者研修を行う法第 40 条第２項第５号に規定する学校において、平成 34 年１月１日以降に修了する実務者研修に係る入所者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、平成 30 年改正通知の適用日である当該実務者研修の開始日の３か月前までに行うこと。 別表１（法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士学校関係）	できるよう配慮すること。 （５）～（12）　（略） ９の２～11　（略） 12 その他 （略） Ⅱ　法第 40 条第２項第５号に規定する学校 １～11　（略） 別表１（法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士学校関係）
求められる介護福祉士像 １　尊厳と自立を支えるケアを実践する ２　専門職として自律的に介護過程の展開ができる ３　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる ４　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる ５　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる ６　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる ７　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する ８　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる ９　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10　介護職の中で中核的な役割を担う ＋ 高い倫理性の保持	資格取得時の介護福祉士養成の目標 １　他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。 ２　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。 ３　介護実践の根拠を理解する。 ４　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。 ５　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。 ６　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。 ７　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。 ８　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送

領域	領域の目的
人間と社会	1　福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2　人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3　対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4　介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5　介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
人間の尊厳と自立（30時間以上）	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	①　人間の尊厳と人権・福祉理念 ②　自立の概念	①　人権思想・福祉理念の歴史的変遷を理解し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う内容とする。 ②　人間にとっての自立の意味と、本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を理解する内容とする。
人間関係とコミュニケーション（60時間以上）	（1）対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 （2）介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	①　人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ②　チームマネジメント	①　人間関係を形成するために必要な心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解する内容とする。 ②　介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用等の人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解

れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
9　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10　的確な記録・記述の方法を身につける。
11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的
人間と社会	1　介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 2　利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 3　アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 4　介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者総合支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
人間の尊厳と自立（30時間以上）	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	①　人間の尊厳と自立 ②　介護における尊厳の保持・自立支援
人間関係とコミュニケーション（30時間以上）	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	①　人間関係の形成 ②　コミュニケーションの基礎

				する内容とする。
	社会の理解 （60 時間以上）	（１）個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 （２）対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。 （３）日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 （４）高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度･施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	①　社会と生活のしくみ ②　地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③　社会保障制度 ④　高齢者福祉と介護保険制度 ⑤　障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥　介護実践に関連する諸制度	①　個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ②　地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③　社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。 ④　高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑤　障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑥　人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。
	人間と社会に関する選択科目	以下の内容のうちから介護福祉士学校ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ①　生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物、生命科学） ②　社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：統計、数学（基礎）、経理） ③　家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭、生活技術、生活文化） ④　現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：社会、現代		

	社会の理解 （60 時間以上）	①　個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ②　わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③　介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④　介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。	①　生活と福祉 ②　社会保障制度 ③　介護保険制度 ④　障害者自立支援制度 ⑤　介護実践に関連する諸制度	
	人間と社会に関する選択科目	以下の内容のうちから介護福祉士学校ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ①　生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物、生命科学） ②　数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：統計、数学（基礎）、経理 ③　家族・福祉、衣食住、消費生活等に関		

		社会、憲法論、政治・経済） ⑤　様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習（科目例：国際理解、多文化共生） ⑥　その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉）			
介護	領域の目的 １　介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 ２　介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 ３　本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 ４　対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 ５　介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 ６　各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。				
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点	
	介護の基本 （180 時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	①　介護福祉の基本となる理念 ②　介護福祉士の役割と機能 ③　介護福祉士の倫理 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護を必要とする人	①　複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ②　地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③　介護福祉の専門性と倫	

		する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭、生活技術、生活文化） ④　組織体のあり方、対人関係のあり方、（リーダーとなった場合の）人材育成のあり方についての学習（科目例：経営、教育） ⑤　現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済） ⑥　その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉）			
介護	領域の目的 １　介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 ２　自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 ３　利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 ４　多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 ５　リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。				
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項		
	介護の基本 （180 時間）	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	①　介護福祉士を取り巻く状況 ②　介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③　尊厳を支える介護 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護サー		

			の生活を支えるしくみ ⑦　協働する多職種の役割と機能 ⑧　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨　介護従事者の安全	理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④　ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤　介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥　介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦　多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧　介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。				ビス ⑦　介護実践における連携 ⑧　介護従事者の倫理 ⑨　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩　介護従事者の安全	
	コミュニケーション技術（60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコ	①　介護を必要とする人とのコミュニケーション	①　本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得		コミュニケーション技術（60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、	①　介護におけるコミュニケーションの基本 ②　介護場面	

		ミュニケーション能力を養う学習とする。	②　介護における家族とのコミュニケーション ③　障害の特性に応じたコミュニケーション ④　介護におけるチームのコミュニケーション	する内容とする。 ②　家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③　障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④　情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。			あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	における利用者・家族とのコミュニケーション ③　介護におけるチームのコミュニケーション	
	生活支援技術（300 時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	①　生活支援の理解 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた移動の介護 ④　自立に向けた身じたくの介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　休息・睡眠の介護	①　ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ②　住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦　対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧　生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨　健康を保持するための			生活支援技術（300 時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	①　生活支援 ②　自立に向けた居住環境の整備 ③　自立に向けた身じたくの介護 ④　自立に向けた移動の介護 ⑤　自立に向けた食事の介護 ⑥　自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　自立に向けた睡眠の介護	

			⑩　人生の最終段階における介護 ⑪　福祉用具の意義と活用	休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩　人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪　介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。				⑩　終末期の介護	
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	①　介護過程の意義と基礎的理解 ②　介護過程とチームアプローチ ③　介護過程の展開の理解	①　介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ②　介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③　個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。		介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	①　介護過程の意義 ②　介護過程の展開 ③　介護過程の実践的展開 ④　介護過程とチームアプローチ	
	介護総合演習（120時間）	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	①　知識と技術の統合 ②　介護実践の科学的探求	① ・　実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・　実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と		介護総合演習（120時間）	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		

				結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ②　質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。
	介護実習（450 時間）	（１）地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （２）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	①　介護過程の実践的展開 ②　多職種協働の実践 ③　地域における生活支援の実践	①　介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころとからだのしくみ	領域の目的			
	１　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 ２　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 ３　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだのしくみ（120 時	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころ	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解

	介護実習（450 時間）	①　個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
こころとからだのしくみ	領域の目的		
	１　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 ２　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項

	間）	能を理解する学習とする。	のしくみの理解 イ　からだのしくみの理解 ②　こころとからだのしくみＩＩ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだのしくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に関連したこころとからだのしくみ カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに	する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。						

				関連したのこころとからだのしくみ						
	発達と老化の理解（60時間）	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うこころとからだの変化と生活	① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。		発達と老化の理解（60時間）	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老年期の発達と成熟 ③ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 高齢者と健康	
	認知症の理解（60時間）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。		認知症の理解（60時間）	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	

				⑤　認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。						
	障害の理解 （60時間）	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。		障害の理解 （60時間）	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的側面の基礎的知識 ③　連携と協働 ④　家族への支援	
						こころとからだのしくみ （120時間）	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	①　こころのしくみの理解 ②　からだのしくみの理解 ③　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④　移動に関	

医療的ケア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。

			連したこころとからだのしくみ ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ	
医療的ケア	領域の目的			
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識･技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	

				③　経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④　安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注）　領域「医療的ケア」に関する留意事項

- （略）
- （略）
- 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- （略）

別表２（法第 40 条第２項第２号の介護福祉士学校関係）

求められる介護福祉士像	
１　尊厳と自立を支えるケアを実践する。 ２　専門職として自律的に介護過程の展開ができる。 ３　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる。 ４　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる。 ５　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる。 ６　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる。 ７　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する。 ８　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる。 ９　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる。 10　介護職の中で中核的な役割を担う。 ＋ 高い倫理性の保持	
領域	領域の目的

（注）領域「医療的ケア」に関する留意事項

- （略）
- （略）
- 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。
- （略）

別表２（法第 40 条第２項第２号の介護福祉士学校関係）

資格取得時の介護福祉士養成の目標	
１　他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。 ２　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。 ３　介護実践の根拠を理解する。 ４　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。 ５　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。 ６　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。 ７　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。 ８　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。 ９　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。 10　的確な記録・記述の方法を身につける。 11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。	
領域	領域の目的

介護	1　介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 2　介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 3　本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 4　対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 5　介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 6　各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	介護の基本 （180 時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	①　介護福祉の基本となる理念 ②　介護福祉士の役割と機能 ③　介護福祉士の倫理 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦　協働する多職種の役割と機能 ⑧　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨　介護従事者の安全	①　複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。 ②　地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③　介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④　ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤　介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社

介護	1　介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 2　自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 3　利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 4　多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 5　リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	介護の基本 （180 時間）	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	①　介護福祉士を取り巻く状況 ②　介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③　尊厳を支える介護 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護サービス ⑦　介護実践における連携 ⑧　介護従事者の倫理 ⑨　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩　介護従事者の安全	

				会との関わりを理解する内容とする。 ⑥　介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦　多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧　介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。					
	コミュニケーション技術 （60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	①　介護を必要とする人とのコミュニケーション ②　介護における家族とのコミュニケーション ③　障害の特性に応じたコミュニケーション ④　介護におけるチームのコミュニケーション	①　本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ②　家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③　障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④　情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意		コミュニケーション技術 （60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	①　介護におけるコミュニケーションの基本 ②　介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③　介護におけるチームのコミュニケーション	

				義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。					
	生活支援技術（300時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 休息・睡眠の介護 ⑩ 人生の最終段階における介護 ⑪ 福祉用具の意義と活用	① ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用す					
	生活支援技術（300時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたくの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 自立に向けた睡眠の介護 ⑩ 終末期の介護						

				る知識・技術を習得する内容とする。
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解	① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。
	介護総合演習（60時間）	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求	① ・ 実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・ 実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。
	介護実習（270時間）	（1）社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践	① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。

	介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ	
	介護総合演習（60時間）	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		
	介護実習（270時間）	① 社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介		

		本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （２）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	③　地域における生活支援の実践	②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころのくからだのしくみ	領域の目的 １　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 ２　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 ３　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだのしくみ （60時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころのしくみの理解 イ　からだのしくみの理解 ②　こころとからだのしくみⅠⅠ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な

		護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。		
こころのくからだのしくみ	領域の目的 １　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 ２　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	

			したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだのしくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に関連したこころとからだのしくみ カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに関連したのこころとからだのしくみ	知識を理解する内容とする。					
	発達と老化の理解 （30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老化に伴うこころとからだの変化と生活	①　人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ②　老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢		発達と老化の理解 （30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老年期の発達と成熟 ③　老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　高齢者と	

				者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。				健康	
	認知症の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。		認知症の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	
	障害の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた	① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。		障害の理解（30時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とす	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的側面の基礎的知識 ③ 連携と協働 ④ 家族への支援	

		するための基礎的な知識を習得する学習とする。	支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。			る。		
						こころとからだのしくみ（60 時間）	社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	①　こころのしくみの理解 ②　からだのしくみの理解 ③　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④　移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤　食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥　入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦　排泄に関連したこころとからだ	

医療的ケア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注） （略）

別表３（法第 40 条第 2 項第 3 号の介護福祉士学校関係）

求められる介護福祉士像
１ 尊厳と自立を支えるケアを実践する ２ 専門職として自律的に介護過程の展開ができる

			のしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ
医療的ケア	領域の目的		
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア（50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識･技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習

（注） （略）

別表３（法第 40 条第 2 項第 3 号の介護福祉士学校関係）

資格取得時の介護福祉士養成の目標
１ 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。

３　身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
４　介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
５　ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
６　地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
７　関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
８　本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
９　制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10　介護職の中で中核的な役割を担う
＋
高い倫理性の保持

領域	領域の目的
人間と社会	１　福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 ２　人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 ３　対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 ４　介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 ５　介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
社会の理解 （15時間）	（１）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 （２）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、対象者の生活の場	①　社会と生活のしくみ ②　地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③　社会保障制度 ④　高齢者福祉と介護保	①　個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ②　地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実

２　あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
３　介護実践の根拠を理解する。
４　介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
５　利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
６　介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
７　他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
８　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
９　円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10　的確な記録・記述の方法を身につける。
11　人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的
人間と社会	１　介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 ２　利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 ３　アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 ４　介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者総合支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。

教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
社会の理解 （15時間）	①　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程に	①　生活と福祉 ②　社会保障制度 ③　介護保険制度 ④　障害者自立支援制度 ⑤　介護実践に関連する

		としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。 （３）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 （４）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	険制度 ⑤　障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥　介護実践に関連する諸制度	現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③　社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。 ④　高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑤　障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。 ⑥　人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。
介護	領域の目的 １　介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 ２　介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 ３　本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 ４　対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 ５　介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 ６　各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	介護の基本 （180 時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う	①　介護福祉の基本となる理念 ②　介護福祉士の役割と機能	①　複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる

		ついて理解するための学習とする。 ②　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④　介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。	諸制度	
介護	領域の目的 １　介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 ２　自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 ３　利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 ４　多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 ５　リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	介護の基本 （180 時間）	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、	①　介護福祉士を取り巻く状況 ②　介護福祉士の役割と機能を支え	

			学習とする。	③　介護福祉士の倫理 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護を必要とする人の生活を支えるしくみ ⑦　協働する多職種の役割と機能 ⑧　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨　介護従事者の安全	理念を理解する内容とする。 ②　地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。 ③　介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。 ④　ＩＣＦの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤　介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥　介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦　多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧　介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨　介護従事者自身が心身					介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	るしくみ ③　尊厳を支える介護 ④　自立に向けた介護 ⑤　介護を必要とする人の理解 ⑥　介護サービス ⑦　介護実践における連携 ⑧　介護従事者の倫理 ⑨　介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩　介護従事者の安全	

					ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。					
	コミュニケーション技術（60時間）	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	① 介護を必要とする人との コミュニケーション ② 介護における家族とのコミュニケーション ③ 障害の特性に応じたコミュニケーション ④ 介護におけるチームのコミュニケーション	① 本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ② 家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③ 障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④ 情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。		コミュニケーション技術（60時間）	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	① 介護における コミュニケーションの基本 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション	
	生活支援技術（300時間）	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の	① ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける		生活支援技術（300時間）	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたくの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護	

			介護 ⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　休息・睡眠の介護 ⑩　人生の最終段階における介護 ⑪　福祉用具の意義と活用	内容とする。 ⑧　生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨　健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩　人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪　介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。				⑦　自立に向けた排泄の介護 ⑧　自立に向けた家事の介護 ⑨　自立に向けた睡眠の介護 ⑩　終末期の介護	
	介護過程（150時間）	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	①　介護過程の意義と基礎的理解 ②　介護過程とチームアプローチ ③　介護過程の展開の理解	①　介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ②　介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③　個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。		介護過程（150時間）	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	①　介護過程の意義 ②　介護過程の展開 ③　介護過程の実践的展開 ④　介護過程とチームアプローチ	
	介護総合	介護実践に必要な知識	①　知識と技	①		介護総合	実習の教育効果を上げるため、介護実習		

	演習 （60時間）	と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	術の統合 ②　介護実践の科学的探求	・　実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・　実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ②　質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。
	介護実習 （210時間）	（1）保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 （2）本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	①　介護過程の実践的展開 ②　多職種協働の実践 ③　地域における生活支援の実践	①　介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ②　多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③　対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころからだとのこと	領域の目的 1　介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 2　認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。			

	演習 （60時間）	前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	
	介護実習 （210時間）	①　保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ②　個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
こころからだとのこと	領域の目的 1　介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 2　増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。		

み	３　認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	こころとからだのしくみ（60時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	①　こころとからだのしくみⅠ ア　こころのしくみの理解 イ　からだのしくみの理解 ②　こころとからだのしくみⅠⅠ ア　移動に関連したこころとからだのしくみ イ　身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ　食事に関連したこころとからだのしくみ エ　入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみ オ　排泄に関連したこころとからだのしくみ	①　介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ　生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ　人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。

み				
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	

			カ　休息・睡眠に関連したこころとからだのしくみ キ　人生の最終段階のケアに関連したこころとからだのしくみ						
	発達と老化の理解（30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老化に伴うこころとからだの変化と生活	①　人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ②　老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。		発達と老化の理解（30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	①　人間の成長と発達の基礎的理解 ②　老年期の発達と成熟 ③　老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　高齢者と健康	
	認知症の理解（60時間）	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　認知症を取り巻く状況 ②　認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③　認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメ		認知症の理解（60時間）	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　認知症を取り巻く状況 ②　医学的側面から見た認知症の基礎 ③　認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④　連携と協働 ⑤　家族への	

				ントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④　認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。				支援	
	障害の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③　障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④　連携と協働 ⑤　家族への支援	①　障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③　障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、ＱＯＬを高める支援につながる内容とする。 ④　障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤　障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。		障害の理解 （30時間）	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	①　障害の基礎的理解 ②　障害の医学的側面の基礎的知識 ③　連携と協働 ④　家族への支援	
							こころとからだのしくみ	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護技術の根拠となる人体の	①　こころのしくみの理解	

医療的ケア	領域の目的 医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
	医療的ケア （50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するため

	（60 時間）	構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	② からだのしくみの理解 ③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④ 移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ	
医療的ケア	領域の目的 医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
	医療的ケア （50 時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識･技術を修得する。	①医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）	

			順） ③　経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④　演習	の感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ②　喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③　経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④　安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

（注）　（略）

別表４　（略）

別表５（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士学校関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（５時間）	人間の尊厳と自立	○　尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（５時間）	介護保険制度	○　介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30 時間）	①社会と生活のしくみ ②地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③社会保障制度 ④障害者総合支援法 ⑤介護実践に関連する諸制度	○　家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○　地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○　社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○　障害者総合支援法の体系、目的、

			③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	

（注）　（略）

別表４　（略）

別表５（法第 40 条第 2 項第 5 号の介護福祉士学校関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（５時間）	人間の尊厳と自立	○　尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（５時間）	介護保険制度	○　介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30 時間）	①生活と福祉 ②社会保障制度 ③障害者自立支援制度 ④介護実践に関連する諸制度	○　家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○　社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○　障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助

		サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○　成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ （10 時間）	①介護福祉士の役割と機能 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○　介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。 ○　個別ケア、ＩＣＦ（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○　介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ （20 時間）	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護従事者の安全	○　介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○　チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○　リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○　介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。
コミュニケーション技術 （20 時間）	①介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ②介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション	○　本人・家族との支援関係を構築し、意志決定を支援することができる。 ○　利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○　チームマネジメント（組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォロワーシップ等）に関する知識を理解し、活用できる。 ○　状況や目的に応じた記録、報

		言できる。 ○　成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ （10 時間）	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○　介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○　個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○　介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ （20 時間）	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護福祉士の安全	○　介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○　チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。 ○　リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。 ○　介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。
コミュニケーション技術 （20 時間）	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③介護におけるチームのコミュニケーション	○　利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○　援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○　利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○　状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。

		告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ （20 時間）	①生活支援とＩＣＦ ②ボディメカニクスの活用 ③生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○　生活支援におけるＩＣＦの意義と枠組みを理解している。 ○　ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○　自立に向けた生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を習得している。 ○　居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の生活環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ （30 時間）	①利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用	○　以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用
介護過程Ⅰ （20 時間）	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○　介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○　介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○　チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ （25 時間）	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察	○　情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。

生活支援技術Ⅰ （20 時間）	①生活支援とＩＣＦ ②ボディメカニクスの活用 ③介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○　生活支援における ICF の意義と枠組みを理解している。 ○　ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○　介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。 ○　居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ （30 時間）	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○　以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護
介護過程Ⅰ （20 時間）	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○　介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○　介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○　チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ （25 時間）	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察	○　情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。

	させる。	
介護過程Ⅲ （スクーリング）（45時間）	①介護過程の展開の実際 ・　多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・　介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○　実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○　介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
こころとからだのしくみⅠ （20時間）	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	○　介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。
こころとからだのしくみⅡ （60時間）	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階のケア	○　人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○　生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○　身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。
発達と老化の理解Ⅰ （10時間）	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○　老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○　老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ （20時間）	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○　ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○　老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪

	させる。	
介護過程Ⅲ （スクーリング）（45時間）	①介護過程の展開の実際 ・　多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 ②介護技術の評価 ・　介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。	○　実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。 ○　介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○　知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。
発達と老化の理解Ⅰ （10時間）	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○　老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○　老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ （20時間）	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○　発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○　老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援

		失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。 ○　高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解Ⅰ （10 時間）	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本	○　認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○　認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人への支援の実際	○　代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○　認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ （10 時間）	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本	○　障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○　障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害の特性に応じた支援の実際	○　様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○　障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。

		の留意点について理解している。 ○　高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。
認知症の理解Ⅰ （10 時間）	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人とのかかわり・支援の基本	○　認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○　認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。
認知症の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人や家族への支援の実際	○　代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○　認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
障害の理解Ⅰ （10 時間）	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	○　障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○　障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○　障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ （20 時間）	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害児者への支援の実際	○　様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○　障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○　地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
こころとからだのし	介護に関係した身体の仕組み	○　介護に関係した身体の構造や機

医療的ケア （50 時間以上）	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	○　医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。

（注１）・（注２）　（略）

（様式１）

介護福祉士学校設置計画書

１　名称							
２　位置							
３　設置者（法人の場合は名称・所在地）	氏名						
	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　類	１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日	

くみⅠ （20 時間）	の基礎的な理解（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	能に関する基本的な知識を修得している。
こころとからだのしくみⅡ （60 時間）	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○　人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○　生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○　身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。
医療的ケア （50 時間以上）	①医療的ケア実施の基礎 ②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④演習	○　医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。

（注１）・（注２）　（略）

（様式１）

介護福祉士学校設置計画書

１　名称							
２　位置							
３　設置者（法人の場合は名称・所在地）	氏名						
	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　類	１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日	

	（１）第１号学校（学校指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）					
	（２）第２号学校（学校指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）					
	（３）第３号学校（学校指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）					
６学校の長の氏名		７　専任事務職員氏名				

８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏名	年齢	担当科目	資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員						
10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（6		

	（１）第１号学校（学校指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）					
	（２）第２号学校（学校指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）					
	（３）第３号学校（学校指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）					
６学校の長の氏名		７　専任事務職員氏名				

８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏名	年齢	担当科目	資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員						
10　その他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（3		

		０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		
		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		

		０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		
		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		

		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式

		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式

型	車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	台 槽 個 個 本 本	処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	台 体 体 式 体	

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

15　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

16　資金計画	区分	千円
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注５）　（略）

（中略）

（様式２）

（中略）

介護福祉士学校指定申請書

１　名称		
２　位置		
３　設	氏名	

型	車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	台 槽 個 個 本 本	処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	台 体 体 式 体	

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

15　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

16　資金計画	区分	千円
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注５）　（略）

（中略）

（様式２）

（中略）

介護福祉士学校指定申請書

１　名称		
２　位置		
３　設	氏名	

置者（法人の場合は名称・所在地）	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号学校（学校指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号学校（学校指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号学校（学校指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６学校の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員							
10　そ							

置者（法人の場合は名称・所在地）	住所						
４　設置年月日							
５　種類等	種　　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	（１）第１号学校（学校指定規則第５条）（昼間課程・夜間課程）						
	（２）第２号学校（学校指定規則第６条）（昼間課程・夜間課程）						
	（３）第３号学校（学校指定規則第７条）（昼間課程・夜間課程）						
６学校の長の氏名			７　専任事務職員氏名				
８　専任教員（教務に関する主任者には氏名の前に◎印をし、各領域の科目編成等を行う者には、○印をすること）	氏名	年齢	担当科目		資格名	指定規則該当番号	教員調書頁番号
９　医療的ケアを担当する教員							
10　そ							

の他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（６０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		

の他の教員						

11　開講科目対照表	領域	教育内容（時間数）	開講科目名称	時間数
	人間と社会	人間の尊厳と自立（３０）		
			計	
		人間関係とコミュニケーション（３０）		
			計	
		社会の理解（６０）		
			計	
		人間と社会に関する選択科目		
			計	
		人間と社会　合計		
	介護	介護の基本（１８０）		
		コミュニケーション技術（６０）		
		生活支援技術（３００）		
		介護過程（１５０）		

		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）

		介護総合演習（１２０）		
		介護実習（４５０）		
		介護　合計		
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解（６０）		
			計	
		認知症の理解（６０）		
			計	
		障害の理解（６０）		
			計	
		こころとからだのしくみ（１２０）		
			計	
		こころとからだのしくみ　合計		
	医療的ケア	医療的ケア（５０）		
		医療的ケア　合計		
	合　　計			

12　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面積	共用先（共用する場合についてのみ記入）

			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

（注１）～（注４）　（略）

（中略）

（様式３）～（様式５）　（略）

（様式６）

介護福祉士実務者学校設置計画書

１　名称		
２　位置		
３　設置者（名称・所在	名称	
	住所	

			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	

13　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体

14　実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ
								Ⅰ　Ⅱ

（注１）～（注４）　（略）

（中略）

（様式３）～（様式５）　（略）

（様式６）

介護福祉士実務者学校設置計画書

１　名称		
２　位置		
３　設置者（名称・所在	名称	
	住所	

地）						
４　設置年月日						
５　種類等	種類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号学校(学校指定規則第７条の２)（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　学校の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏　名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ					

地）						
４　設置年月日						
５　種類等	種　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号学校(学校指定規則第７条の２)（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　学校の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏　名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						
13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ					

	（５）						
	社会の理解Ⅱ （３０）						
	介護の基本Ⅰ （１０）						
	介護の基本Ⅱ （２０）						
	コミュニケーション技術 （２０）						
	生活支援技術Ⅰ （２０）						
	生活支援技術Ⅱ （３０）						
	介護過程Ⅰ （２０）						
	介護過程Ⅱ （２５）						
	介護過程Ⅲ （４５）						
	こころとからだのしくみⅠ（２０）						
	こころとからだのしくみⅡ（６０）						
	発達と老化の理解Ⅰ （１０）						
	発達と老化の理解Ⅱ （２０）						
	認知症の理解Ⅰ （１０）						
	認知症の理解Ⅱ （２０）						
	障害の理解Ⅰ （１０）						
	障害の理解Ⅱ （２０）						
	医療的ケア （５０）						
合計 （４５０）							
14　建物	土地面積	教室等の名称 （各室毎に記入するこ	面　　積	共用先 （共用する場合についてのみ	教室等の名称 （各室毎に記入するこ	面　　積	共用先 （共用する場合についてのみ

	（５）						
	社会の理解Ⅱ （３０）						
	介護の基本Ⅰ （１０）						
	介護の基本Ⅱ （２０）						
	コミュニケーション技術 （２０）						
	生活支援技術Ⅰ （２０）						
	生活支援技術Ⅱ （３０）						
	介護過程Ⅰ （２０）						
	介護過程Ⅱ （２５）						
	介護過程Ⅲ （４５）						
	発達と老化の理解Ⅰ （１０）						
	発達と老化の理解Ⅱ （２０）						
	認知症の理解Ⅰ （１０）						
	認知症の理解Ⅱ （２０）						
	障害の理解Ⅰ （１０）						
	障害の理解Ⅱ （２０）						
	こころとからだのしくみⅠ（２０）						
	こころとからだのしくみⅡ（６０）						
	医療的ケア （５０）						
合計 （４５０）							
14　建物	土地面積	教室等の名称 （各室毎に記入するこ	面　　積	共用先 （共用する場合についてのみ	教室等の名称 （各室毎に記入するこ	面　　積	共用先 （共用する場合についてのみ

		と）		記入）	と）		記入）
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
	建物延面積	㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	

15　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員

17　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

18　資金計画	区分	金額
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注６）　（略）

（中略）

（様式７）

（中略）

		と）		記入）	と）		記入）
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
	建物延面積	㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	
		㎡				㎡	

15　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器	器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類	台
	成人用ベッド	床	和式布団一式	式
	移動用リフト	台	吸引装置一式	式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式	式
	車いす	台	処置台又はワゴン	台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル	体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル	体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式	式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型	体
	盲人安全つえ	本		

16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員

17　整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（　　）	千円
	設備		千円
	合計		千円

18　資金計画	区分	金額
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

（注１）～（注６）　（略）

（中略）

（様式７）

（中略）

介護福祉士実務者学校指定申請書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号学校(学校指定規則第７条の２)（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　学校の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏　名	年　齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						

介護福祉士実務者学校指定申請書

１　名称						
２　位置						
３　設置者（名称・所在地）	名称					
	住所					
４　設置年月日						
５　種類等	種　類		１学年の定員	学級数	１学級の定員	修業年限
	第５号学校(学校指定規則第７条の２)（昼間課程・夜間課程・通信課程）					
６　開講期間						
７　学校の長の氏名			８　事務職員の氏名			
９　専任教員（専任教員のうち教務に関する主任者には、氏名の前に◎印をすること）	氏　名	年　齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書頁番号
10　介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員						
11　医療的ケアを担当する教員						
12　その他の教員						

13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					
	介護過程Ⅱ（２５）					
	介護過程Ⅲ（４５）					
	こころとからだのしくみⅠ（２０）					
	こころとからだのしくみⅡ（６０）					
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）					
	発達と老化の理解Ⅱ（２０）					
	認知症の理解Ⅰ（１０）					
	認知症の理解Ⅱ（２０）					
	障害の理解Ⅰ（１０）					
	障害の理解Ⅱ（２０）					

13　開講科目	指定規則上の科目名（時間数）	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立（５）					
	社会の理解Ⅰ（５）					
	社会の理解Ⅱ（３０）					
	介護の基本Ⅰ（１０）					
	介護の基本Ⅱ（２０）					
	コミュニケーション技術（２０）					
	生活支援技術Ⅰ（２０）					
	生活支援技術Ⅱ（３０）					
	介護過程Ⅰ（２０）					
	介護過程Ⅱ（２５）					
	介護過程Ⅲ（４５）					
	発達と老化の理解Ⅰ（１０）					
	発達と老化の理解Ⅱ（２０）					
	認知症の理解Ⅰ（１０）					
	認知症の理解Ⅱ（２０）					
	障害の理解Ⅰ（１０）					
	障害の理解Ⅱ（２０）					
	こころとからだのしくみⅠ（２０）					
	こころとからだのしくみⅡ（６０）					

	医療的ケア（５０）						
合計（４５０）							
14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
15　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器				器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類				台
	成人用ベッド	床	和式布団一式				式
	移動用リフト	台	吸引装置一式				式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式				式
	車いす	台	処置台又はワゴン				台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル				体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル				体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式				式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型				体
	盲人安全つえ	本					
16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員	

（注１）～（注６）　（略）

（以下略）

	医療的ケア（５０）						
合計（４５０）							
14　建物	土地面積	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）	教室等の名称（各室毎に記入すること）	面　　積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
	建物延面積		㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
			㎡			㎡	
15　教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形	体	視聴覚機器				器
	人体骨格模型	体	障害者用調理器具・食器類				台
	成人用ベッド	床	和式布団一式				式
	移動用リフト	台	吸引装置一式				式
	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾏｯﾄ	台	経管栄養用具一式				式
	車いす	台	処置台又はワゴン				台
	簡易浴槽	槽	吸引訓練モデル				体
	ストレッチャー	個	経管栄養訓練モデル				体
	排せつ用具	個	心肺蘇生訓練用器材一式				式
	歩行補助つえ	本	人体解剖模型				体
	盲人安全つえ	本					
16　面接授業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設　置年月日	位　置	入所定員	担当教員	

（注１）～（注６）　（略）

（以下略）